

令和2年鞍手町議会第6回臨時会会議録（第1号）						
令和2年8月18日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和2年8月18日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和2年8月18日 午後2時10分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
会 議 録 署 名 員	1 2	的 野 信 之		1 3	須 山 由 紀 生	

職 務 席	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出 欠	議 会 事 務 局 次 長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会 計 課 長	友 澤 和 子	出 欠
	教 育 長	栗 田 ゆ かり	出 欠	建 設 課 長	松 永 憲 昌	出 欠
	総 務 課 長	三 戸 公 則	出 欠	政 策 推 進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	福 祉 人 権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	地 域 振 興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税 務 住 民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	上 下 水 道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農 政 環 境 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	筒 井 英 和	出 欠	教 育 課 長	古 後 憲 浩	出 欠
	保 険 健 康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 令和2年第6回鞍手町議会臨時会議事日程

8月18日 午後1時開議

### 第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第54号 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業 鞍手町立小中学校  
情報通信ネットワークシステム構築業務請負契約の締結

日程第4 議案第55号 財産の取得

令和2年8月18日（臨時会）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和2年第6回鞍手町議会臨時会を開会します。

まず、町長より提出されております専決処分の報告、公民館大規模改修事業鞍手町中央公民館外壁等改修工事請負契約の変更をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において12番議員 野信之議員及び13番議員 須山由紀生議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第54号及び日程第4 議案第55号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第3 議案第54号及び日程第4 議案第55号の2件につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第54号は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業 鞍手町立小中学校情報通信ネットワークシステム構築業務請負契約の締結であります。

同事業は、7月30日に4事業者で行った指名競争入札の結果、契約金額は8374万8,500円、履行期間は、契約の効力の発生の日から令和3年3月19日までとして、株式会社 麻生情報システム飯塚事業所と契約を締結するものであります。

次に、日程第4 議案第55号は財産の取得であります。

取得する財産は、鞍手町立小中学校児童生徒用等タブレット型端末1,200台を購入するものであります。

取得価格は、6,045万6千円、納期は令和3年1月29日まで、契約の相手方は、株式会社 麻生情報システム飯塚事務所であります。

以上が、日程第3 議案第54号及び日程第4 議案第55号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第54号について質疑はありませんか。

宇田川議員。

**○4番 宇田川 亮君**

今回のネットワーク環境施設整備事業ですが、今回臨時会での提案という形になっていますが、9月定例会を待たずして、臨時会を開いてまで提案が出されたという理由について教えてください。

**○議長 星 正彦君**

教育課長。

**○教育課長 古後 憲浩君**

宇田川議員のご質問に対しまして回答いたします。

本案件につきましては、当初のGIGAスクール構想では小学校と中学校の3学年ということで、その中で準備をするということだったのですが、その後、政府の方針が変わりまして全学年にするということで、全国的に見ましてもタブレットの購入をなるべく早くということもありますし、また、工事の関係も急いであるということもございますので、なるべく早くということでもございましたので、皆様方には大変お忙しい中、議会を開いていただき、大変申し訳なかったのですが、この時期にお願いしたという次第でございます。以上でございます。

**○議長 星 正彦君**

宇田川議員。

**○4番 宇田川 亮君**

分かりました。

今回のこのネットワークシステムを構築するにあたってどういう時点で、どういう使い方をするのかというのを教えてください。

**○議長 星 正彦君**

教育課長。

**○教育課長 古後 憲浩君**

このタブレットの事業の内容についてというご質問だと思いますので、それについてお答えいたします。

この事業につきましては、今年度末までにタブレットを準備いたしまして、そして構築の環境ネット整備を行うという事業でございます。

実質には来年の4月以降、各学校、小中学校の方で授業を行うということになっています。内容としましては、先生方と各クラスの児童生徒の方がタブレットを1台1台もって授業をするということが出来る環境作りでございます。まだ、詳細については各学校の方で検討していただくとと思いますが、どういうことができるかということだけ例として上げさせていただきます。

まず、担任の先生がタブレットを持って、各クラスの方達がタブレットを持っていますので、先生方が各クラスの方々の児童生徒の方がどういうふうなことで資料を解答したりしているかというのをリアルタイムといいますか、その段階でタブレットを使う学習によって確認できるというのが1点でございます。

それと、先生のタブレットの画面いっぱいクラスの人達のタブレットを開けているのが表示できますので、各クラスの人達がいまどういうふうな形でお勉強しているか、問題を解いているかというのが一つ一つ分かるというのが2点目でございます。

それと3点目は、児童生徒達同士で、これはとてもいい解答だというのがありましたらそれを各教室には50インチ型の画面がありますので、そこの方に映して、こういうのが例としていいですよということを示すこともできます。

それと、タブレット端末の使用ですので児童生徒が1クラス何十人もおりますので、先生のお話、ちょっとこちらを向いて下さいと言った時には画面の方に集中してこちらを向いて下さいというと、一斉に言葉で言いながらも画面の中でもお知らせできるということで、先生と児童生徒の方達のコミュニケーションとりながら先生方が一人一人のタブレットを使った学習の確認をしながらできるということが今考えられるタブレットの利用活用状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

教室の中でタブレットを通してじゃなくても、例えば、ここが教室とすれば、子ども達の顔は見えるわけで、タブレットを使う意味というのは、それだけではあまりメリットがないのではないかなという気がします。

一番は、コロナ時代に、例えば、学校が休業して自宅に子ども達がいる場合、ネットワークが繋がっていれば自宅で授業ができると。そこが一番のメリットとして、GIGAスクールじゃないですが、このネットワークシステムだとか、タブレットを全児童生徒に持たせる意味があったのではないだろうかと思います。その点についてはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

いま宇田川議員がおっしゃいましたように、コロナの関係で数ヶ月間の休業が行われております。今後もコロナの関係で休業になる可能性がございます。そういうことも想定いたしまして、今後ご自宅でもタブレットを使った授業ができるということも検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第54号は総務文教委員会に付託したいと思っております。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第54号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第55号について質疑はありますか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

別紙の資料を見てもみますと、保守・補償が1年間、その他のところで5年間利用可能という形に書いてありますが、タブレットは全生徒、全児童に配られるのでしょうか、5年経ったら全部買い換える予定なのか、それとも随時更新するだとか、修理をしながら使っていくにしても、この資料によると5年間利用可能ということですので、例えば、全部買い換えるのであれば5年後6千万円、タブレットを購入するのにお金が必要になって来る形になってきますが、この点についてはどういうふうにご検討されているのかお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

この仕様書の5年間可能という利用については、機械が5年間使うことができるという意味でございます、例えば、5年間経った段階で、役場や公民館の中のコピー機とかパソコンもそうですが、5年間経って使える分については延長しながら使うということも考えておりますので、この5年間というのは、この機械に対しての可能な使える期間ということでご理解いただければと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

国がそういった補助金だとかを出してやっているわけですが、5年経って、それ以上経つとやはり買い換えだとかというのにお金が必要になってくるわけで、町としてお金をその分貯めていくのか、それとも国がそういったものをまた出して来るのを待っておくのか、せっかくネットワークシステムを構築したのだったら、これを継続していかないといけないと思うのですが、この点については町長はどういうふうなお考えか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

そもそも今回のGIGAスクール構想ですが、これ自体はソサエティ5.0時代に生きる子ども達にふさわしい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性に富む学びを実現するため一人一台端末を学校における高速通信ネットワークで整備するというのが

そもそもの今回のこのG I G Aスクールネットワークの趣旨でもあります。そういった次の世代を担う子ども達の学習環境として、こういったタブレットを使ったデジタルの時代を生き抜く子ども達を育成するというようなことから発想だというふうにも考えております。

そうした中で、いまご質問のタブレットが5年経過した後どうするかというようなご質問ですが、これは今までも、例えば、パソコン教室のパソコンについても継続費というような形で、年次でリース契約をしたりだとか、そういったこともありました。今後については、政府がどのように考えて来るかというようなことが今導入するということが始まったばかりですので、国がどういうふうを考えているかというのもまだわかりません。

そういった中で、5年先を見据えた中で今後これを買換えるなり、次はリースにするなり、どういうふうにするかというのはもう少し時間の経過とともに考えていく必要があるかなというふうには思っております。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

もう1つ町長にお尋ねしたいのですが、議案第54号とも絡みますが、全児童生徒にこのタブレットを持たせて、例えば、学校が休業したときに自宅でも使えるというようなことなんでしょうが、自宅にW i - F i環境がないとか、そういったネットワークの環境がなければ使えないわけですので、その状況をどういうふうに把握するのか、またそういう環境がないところについてはどういうふうにして環境を整えていくのか、その辺について町長の考えを教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

家庭のこういったネットワークの環境についてはアンケート調査を行っています。その中でまだ環境が整っていないであろうといわれる家庭が数十世帯あります。そういった中で今回の政府の臨時交付金G I G Aスクール構想の中で、s i mフリーということで、要するに自宅での教育をする場合はそれを使ってW i - F iの環境を整えた上で遠隔授業をしようというような考えもあります。その中で、生活保護世帯については通信費は国が持つというふうになっていますし、準要保護世帯についてもそういった取り組みをなさいたいということになっていますので、今後コロナの感染がどのようになるか分かりませんが、学校が臨時休校になるというようなことになれば自宅での授業もできるような環境を整えていきたいというふうには考えています。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

新谷議員。

○5番 新谷 留晴君

議案第55号の方ですが、購入台数が1,200台となっています。この内訳を小学校、中学校、当然先生方もあると思いますが、内訳をお願いします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

タブレットの台数の内訳についてご説明させていただきます。

剣南小学校は、生徒数は248に対して266台で、後の18台につきましては、学級分と予備ということにしております。

剣北小学校につきましては、生徒が172名、タブレットの配置が186台ということで、残りの14台につきましては、学級数と予備。

古月小学校につきましては、生徒数が60人、配置の数が74台としています。残りの14につきましては、学級数と予備ということにしています。

西川小学校につきましては、生徒数が89人、タブレット配置が103台になっています。残りの14台につきましては、学級数と予備の数となっています。

新延小学校につきましては115名で、タブレット配置が129台で、学級数と予備としまして14となっています。

室木小学校につきましては37名が生徒で、タブレットの配置が48台です。残りの11台につきましては、学級数と予備ということになっています。

鞍手中学校につきましては、生徒数が369名で配置台数が394台で、25台につきましては、学級数と予備ということになっています。以上が内訳でございます。

○議長 星 正彦君

新谷議員。

○5番 新谷 留晴君

1,200台購入ということですが、いま児童数が毎年30名前後減っているわけですが、ということは毎年タブレット等が余っていくわけですが、その辺の処理はどのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

この児童生徒数につきましては、今年度の数で勘案したものでございます。今後につきましては、台数が余るかも知れませんが、それを予備の台数として活用していきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

新谷議員。

○5番 新谷 留晴君

まだはっきりしたお答えではないと思いますが、1台あたり5万380円掛かるのです。

今の契約金額と台数を割ってみると、ということは30台ということは年間150万円強のお金が掛かっているわけです。それが段々逃げて行くような形。フル活用できればいいのですが、その辺を十分検討をお願いします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

新谷議員がおっしゃいましたことを捉えまして大切に使うように学校等にお願いして行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第55号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第55号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより、委員会審査のためしばらく休憩します。

休憩 13時21分

再開 14時05分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

日程第3 議案第54号及び日程第4 議案第55号の2件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第54号 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業 鞍手町立小中学校情報通信ネットワークシステム構築業務請負契約の締結。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

次に、議案第55号 財産の取得。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第54号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第54号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第54号 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業 鞍手町立小中学校情報通信ネットワークシステム構築業務請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第54号は委員長報告のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第55号 財産の取得を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和2年第6回臨時会を閉会します。

閉会 14時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 的 野 信 之

議員 須 山 由 紀 生